

三田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年2月20日 決定
令和 3年9月21日 改正
令和 5年1月20日 改正
令和 6年3月21日 改正
三田市農業委員会

三田市は、武庫川沿いに広がる平野部の農地とその平野部を囲むように中山間地域の農地が混在し、稲作を中心に、阪神間の大消費地に近いという地の利を活かし、各種野菜の生産も盛んである。

しかしながら、総農家数は1,615戸(令和2年)で、平成27年との比較で92%に減少し、また、基幹的農業従事者数(個人経営体)を年齢別で見ると、65歳以上の高齢者が80.2%(令和2年度)を占めており、農業就業者の減少や後継者の不足などを要因として、近年、平野部の農地においても遊休農地が散見されるようになってきており、その遊休農地が周辺の営農に悪影響を及ぼすことが危惧される所であり、その対策が急がれる。

今後、特に高齢化による農業従事者の減少が進行すると予想されることから、これまで以上に新たな担い手等への農地利用の円滑な移行への手立てが必要である。

以上のような観点から、地域の強みを活かしつつ、活力ある三田の農業を維持・発展させていくため、第5次三田市農業基本計画との整合を図りつつ、遊休化している農地や後継者がいない農地について、担い手等へ円滑に移行するなど、令和6年度以降に市が策定する地域計画を踏まえ、農地中間管理事業などを活用し、農地の集積・集約化を一層進めていくことを最重点課題とする。

記

1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として明確に位置付けられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

については、法第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、三田市農業委員会の指針として、目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案(令和4年法律第56号)による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。)第5条第1項に規定する兵庫県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する三田市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(令和5年度～概ね10年後)を踏まえ、農業委員会が目指す農地の状況等を示すものであり、令和15年度を目標年度とし、

農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2861号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標設定等」のとおりとする。

2 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年3月)	2,010ha	11.19ha	0.56%
3年後の目標 (令和8年4月)	2,010ha	10.00ha	0.50%
目 標 (令和15年4月)	2,010ha	10.00ha	0.50%

※管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とする。

※遊休農地面積は、農業委員会が実施する利用状況調査により把握した農地法（以下「法」とう。）32条第1項に該当する農地の総面積である。

※3年後及び10年後は、新規発生の防止及び解消に取り組むことにより、遊休農地の増加を抑制することを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

各地区担当の農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域内の遊休農地の現状把握を行う。

また、農地利用最適化推進会議等を通じて、遊休農地の発生原因を分析し解消方法を検討する。

ア) 農地利用状況調査の実施（随時）

地域の農地利用の状況確認（法30条）は随時行う。

「農地パトロール」（毎年夏・冬2回）を実施する。

これらにより従前の調査と照合し、状況把握を行う。

イ) 農地利用意向調査（8月～9月）

利用状況調査の結果を受け、農地利用最適化推進会議を開催し意向調査の方法等について確認した上で利用意向調査書を事務局より発送する。

ウ) 農地中間管理機構との連携

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構に対する貸付希望登録手続きを行うなど、農地中間管理事業の活用を促進する。

②遊休農地の解消実践活動

利用意向調査や地区担当の推進委員の活動により、遊休農地の把握や所有者の意向を把握し、

農地中間管理機構や関係機関との連携、また集落営農組織や認定農業者等の担い手の受託希望を踏まえるなど、遊休農地の解消と有効利用を促進する。

③違反転用の発生防止・早期発見

農地パトロール中に行っている違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

④情報提供

利用状況調査と利用意向調査の結果は農地台帳に記録し、「eMAFF 農地」などによる情報提供を行うものとする。

⑤非農地判断について

既に山林・原野化し、農地への復元が困難な農地、又は復元しても継続した耕作が困難な農地については、農業振興地域整備計画や農地転用制度等の整合を図りつつ、所有者や地域の意向を反映した非農地判断を行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年3月)	2,010ha	607ha	30.2%
3年後の目標 (令和8年4月)	2,010ha	726ha	36.1%
目 標 (令和15年4月)	2,010ha	1,005ha	50.0%

※「集積面積」は、各市町村における「担い手及びその農地利用の実態に関する調査」による「担い手等への農地利用集積面積」による。

※10年後（令和15年4月）の集積目標50%は、各地域での地域計画の目標の実現に向け、地域と県、市、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構等の、関係機関が連携して農用地の利用調整に取り組む。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

遊休農地の増大による農地の分散化が、担い手への農地利用の集積・集約化を進めていく上での障害となることや今後の農地の確保・有効利用を図っていく上で大きな課題である。

また、高齢化の進行により近い将来、リタイアが予想される農業者について、リタイア後の農業経営の継続の考え方について、あらかじめ農業委員会として把握する為に高齢農業者に対する後継者有無等に関する調査等を実施するなど、親族内で後継者がいない等の場合に担い手への農地の貸し出し等が円滑に進められるよう配慮しておく必要がある。

①「地域計画」策定の推進とその実現

人と農地の問題解決を図るため、三田市や関係機関と連携し、各集落・地域における協議を通じ、「地域計画」策定に参画する。また、策定された地域計画の達成に資するよう、その区域内の所有者等に対し、当該農用地等について農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促すものとする。

②農地中間管理機構等との連携

市、県、農地中間管理機構及び農業協同組合等の関係機関と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえ農地中間管理事業の積極的な活用を図る。

③農地等のあっせん・相談

毎月実施している「農地相談」により新規就農を希望する者と農地の貸付け等を希望する者との橋渡しを積極的に行う。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

4 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者
現 状	5 経営体
1 年間の目標	7 経営体
3 年間の目標 (令和 8 年 4 月)	2 1 経営体
5 年間の目標 (令和 1 5 年 4 月)	7 0 経営体

※現状の数値は平成 30 年～令和 2 年の新規就農者数の年平均数である。

※経営体については、個人、法人を含む。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①相談窓口の強化

市、県、農地中間管理機構及び農業協同組合等が連携し、相互の情報共有により新規就農相談の円滑化を図る。

②新規就農者の定住促進

農業を始めたいという意欲ある農業者を支援する為、「三田市空き家バンク制度」との連携を図り、就農希望者の定住促進と地域活性化を支援する。

③新規就農者の受入れ支援

地域の担当委員が農業者との橋渡し役を担うなど、地域へ新規就農者が円滑に溶け込めるよう、サポートする。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。